

新型コロナウイルス対策に関するお知らせ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社では、新型肺炎感染症対策本部を設置し、感染予防および事業継続について対応をしております。

昨今の新型コロナウイルス感染拡大の状況および高齢者の感染時の重症化、および厚生労働省通知を鑑みて、当社ではお客様への感染防止のため、2020年2月下旬より下記の対策を実施しております。お客様、ご家族、関係者の皆さまにはご不便をおかけいたしますが、引き続き感染防止に対するご理解とご協力をお願いいたします。

【感染予防対策】

- ・スタンダードプリコーション（標準感染予防策）の徹底。
- ・事業所内における換気、適湿温度の保持。次亜塩素酸水 定期噴霧実施。
- ・定期的なアルコール等による消毒の実施。
- ・各職員へ次亜塩素酸水を配布。

【職員の体調管理】

- ・出勤時に検温し、発熱（37.5℃以上）が認められる場合は出勤停止。
- ・出勤時及び勤務中の手洗い、うがい、マスク着用の徹底。
- ・多くの人が集まる場所や人混みを避ける。

【お客様・職員に感染者、感染疑義者が発生した際の対応について】

主治医、行政機関の指導に則り速やかに感染拡大予防に向けた対応をいたします。

【訪問介護サービスについて】

- ・出勤時・訪問前における体温測定を徹底。発熱や風邪症状がある場合は速やかに事業所へ連絡、サービス提供者を変更し訪問させていただきます。
- ・緊急事態宣言が発令、指定された期間においては、可能な限り訪問時間を短縮し、お客様とは一定の距離を保つよう工夫致します。
- ・訪問時間中は換気を徹底しサービス提供にあたります。
- ・サービス提供前、提供後には次亜塩素酸水による手指消毒を徹底致します。
- ・お客様の健康状態に留意し、体調変化については適宜、担当のケアマネージャーへ報告致します。

【居宅介護支援サービスについて】

モニタリング実施（1回/月の定期訪問 [要支援の方は1回/3月]）については、感染のまん延を防止する観点から、お客様の状況の把握において、電話やFAX等による方法を活用し、経過内容を記録しておくことで基準上のモニタリングを実施したこととさせていただきます。※担当者が必要と判断する場合には、予め連絡し訪問させて頂く場合があります。

以上